

令和5年度 守山駅前西口自動車駐車場管理運営(機器更新含む)業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 事業の背景・目的について

(1) 守山市について

滋賀県南部に位置し、母なる湖「琵琶湖」に面する守山市は、『のどかな田園都市』を基本理念に、都市と田園地帯、琵琶湖が共生する形で、今日まで「住みやすいまち」として順調に発展してきているなか、人口が年間500人程度増加し続けており、令和5年4月末時点で85,655人となっている。

(2) 事業の目的について

現在稼働している守山駅前西口自動車駐車場（以下、「市営駐車場」という）は平成16年度より供用が開始され、市民が駅やその周辺施設を訪れる際に利用する駐車場として、約20年間にわたり利用されてきた施設である。現在の市営駐車場は守山市が精算機保守業務、駐車場警備業務、利用料金集金業務をそれぞれの専門業者に委託をして運営しているが、機器の老朽化が原因で不具合が多発しており、早期に機器の更新が必要であったことから、本業務において全てを一括して業務委託をすることで、精算機等の性能向上や、利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

2 業務概要について

(1) 業務名称 守山駅前西口自動車駐車場管理運営(機器更新含む)業務

(2) 履行場所 守山市梅田町1番3号(守山駅前西口自動車駐車場)

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結日から令和10年9月30日(土)まで

(長期継続契約)

※現在の市営駐車場の運用は令和5年8月31日(木)午前11時までとする。

※市営駐車場の運用は令和5年9月22日(金)午前11時からとする。

※契約締結日から市営駐車場運用開始日までは準備期間とし、委託料の支払いは発生しない。

※市営駐車場の運用開始日である令和5年9月22日(金)までに仕様書第4条に規定する駐車場精算機等の機器更新工事を終えていること。

(5) 委託料 令和5年度 2,286,900円(消費税および地方消費税含む)

令和6年度 4,356,000円(消費税および地方消費税含む)

令和7年度 4,356,000円(消費税および地方消費税含む)

令和8年度 4,356,000円（消費税および地方消費税含む）
令和9年度 4,356,000円（消費税および地方消費税含む）
令和10年度 2,178,000円（消費税および地方消費税含む）
を上限とする。

※翌年度以降において、当該契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、または予算がない場合は、発注者は受注者に対して事前に書面により通知し、この契約を変更し、または解除することができるものとする。

※見積書には月額(税抜き)を記載すること。

※令和5年度の委託料の算出については下記の①+②で算出する

①令和5年9月22日から令和5年9月30日(日割り計算):月額×9/30日

②令和5年10月1日から令和6年3月31日:月額×6ヶ月

(6) 発注者 守山市長 森 中 高 史

(7) 事務局 守山市役所都市経済部 都市計画・交通政策課

(住所) 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

(電話番号) 077-582-1132 (FAX番号) 077-582-6947

(メールアドレス) toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp

(ホームページアドレス) <http://www.city.moriyama.lg.jp/>

3 プロポーザル方式の採用理由について

本業務の対象となっている市営駐車場は駅前に位置しており、通常の利用だけでなく、駅への送迎の待機場所として利用されていることから、あらゆる方が利用しやすい環境づくりが重要である。そのため、経験と実績に基づき、利用者の利便性がより向上する仕組み等を有した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

4 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

	項目	日程(案)
1	プロポーザル公告	令和5年6月7日(水)
2	質疑提出期間	令和5年6月8日(木)から 令和5年6月15日(木)正午まで
3	2の質疑に関する回答	令和5年6月20日(火)正午
4	企画提案書等の提出期限	令和5年6月28日(水)正午まで
5	企画提案(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和5年7月4日(火)

6	審査結果通知	令和5年7月10日（月）
7	契約締結	令和5年7月14日（金）予定

5 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

6 参加資格条件

以下に掲げる資格を満たしている企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (3) 国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。
- (4) 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等（本プロポーザルに参加しようとする法人の役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 駐車場警備、精算機等の保守、売上金の管理および現場対応等を含めた駐車場の管理運営（以下「駐車場管理運営業務」という）の実績を5年以上有する者。なお、会社の合併等により消滅会社の事業を継承した場合には、消滅会社での実績は本業務に必要な駐車場管理運営業務の実績に含めることができない。
- (7) 本業務の実施にかかる公告した日を基準日として、守山駅から半径5km以内で、合計15台以上の駐車場を管理運営している者。
- (8) 直近5年以内に公営駐車場の駐車場管理運営業務の実績がある者。なお、会社の合併等により消滅会社の事業を継承した場合には、消滅会社での実績は本業務に必要な駐車場管理運営業務の実績に含めることができない。
- (9) 近畿2府4県内に事業所（支店・営業所を含む）を有する者。
- (10) 緊急対応が必要となった場合の出動部隊の拠点となる事務所は、市営駐車場から60分以内に到着できる場所に位置していること。

7 企画提案等の提出について

(1) 企画提案書等の提出方法

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書については不可）または持参により提出すること。（提出期限内に必着（分割提出可）のこと。）

イ 提出書類（それぞれの様式に添付書類の記載がある場合は添付すること）

(ア) 参加表明書兼誓約書【様式第1号】

(イ) 提案者の業務実績【様式第2号】

(ウ) 企画提案書【任意様式】

(エ) 見積書【様式第3号】

※(ウ)企画提案書についてはA3（片面）・2枚以内とする。

ウ 添付書類

(ア) 委任状（本店以外の支店等から参加する場合に添付する。参考様式1「委任状」をもとに作成すること。）

(イ) 登記事項証明書の写し

(ウ) 役職員名簿

(エ) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し

- ① 国 税 法人税、消費税および地方消費税（その3の3）
- ② 都道府県税 法人都道府県民税、法人事業税
- ③ 市町村税 法人市町村民税

注1：「令和5年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」に登録がある者については、添付書類の提出は不要とする。

注2：登記事項証明書および納税関係証明書の各写しについては、本業務の実施にかかる公告をした日の前日において発行後3か月以内のものに限る。

注3：納税関係証明書について

- ・国税については、免税業者の方についても提出すること。
- ・本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。
- ・証明書を発行する公共団体において、完納証明書等（未納の税額がないこと。）の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。

エ 提出期限 令和5年6月28日（水）正午まで

オ 提出部数 参加表明書兼誓約書【様式第1号】：正本1部、副本4部
提案者の業務実績【様式第2号】：正本1部
企画提案書【任意様式】：正本1部、副本4部
見積書【様式第3号】：正本1部
添付書類：正本1部
※別途、上記全てのPDFデータを保存したCD-Rを1枚

(2) 提出先

前記2(7)に記載の事務局に同じ。

(3) 参加表明書等の作成および記載上の留意事項

ア 参加表明書等の作成方法

参加表明書等の様式は、様式第1号から様式第3号に示すとおりとする。なお、企画提案書は任意様式とする。

イ 重複申込

同一企業の本社および支店等による重複申込および人的関係または資本関係がある企業による重複申込は不可とする。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ 企画提案書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 兼誓約書等 【様式第1 号】	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・参加表明書兼誓約書等の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を記載する。
提案者の業 務実績【様 式第2号】	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルに参加する者の業務内容等について記載する。 ・住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。
見積書 【様式第3 号】	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、契約予定者となった場合は、見積金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を月額とし、管理運営の期間を乗じた金額をもって落札額となることから、本要項、仕様書をもとに、企画提案書等の内容を精査し、本業務に必要な額を見積ること。なお、見積金額については、税抜き価格を記載すること。
企画提案書 【任意様 式】	<ul style="list-style-type: none"> ・守山市の現状を把握する中で、A3（片面）・2枚以内にまとめること。 ・市営駐車場供用までのスケジュール、精算機の仕様、駐車場運営方法および緊急時の対応については、必ず記載すること。なお、精算機の仕様について、キャッシュレス決済や高額紙幣の使用の可否やその適用範囲を含めて詳細に記載すること。 ・市営駐車場の設備（看板、案内表示含む）等の設置場所を図面上に記載すること。 ・提出物については、一般に公開する可能性があることに留意すること。

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

発注者が設置する「守山駅西口市営駐車場管理運営(機器更新含む)業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、あらかじめ定めた評価基準および評価配点に基づき審査を行い、評価点の平均点が最も高

かった者を本業務の契約予定者として特定する。

(2) 評価基準および評価配点

評価項目	評価の着眼点	優れている場合の判断基準 (提案額は判断基準)	配点
本業務の 遂行力	総合 評価	仕様書の内容を的確にとらえ、明確かつ具体的である。	35
	工程 計画	仕様書の内容が反映されており工程が適切である。	
	設備 機器等	市営駐車場の設備（看板、案内表示含む）等が効果的で、設置場所が利用者にとって分かり易い。	
		精算機等の設置予定機器について、利便性の高い機器を選定している。	
	運営 方法	管理運営体制が整理されており、緊急時の対応体制が的確である。	
	独自 提案	仕様書に定めのない独自提案があり、効果的な管理運営や利用者の利便性向上につながる。	
提案額		点数=15点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額 ※小数点以下切り捨て）	15

(3) 審査（契約予定者の選定）

ア 審査の方法

- (ア) 参加表明書兼誓約書等を提出した者について、審査評価基準に基づき、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによって評価を行う。
- (イ) 各審査員が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査して採点し、全審査員の平均得点が最も高かったものを契約予定者として特定した旨の通知を行う。
- (ウ) 全審査員の平均得点が最も高い提案者が2者以上あったときは、当該提案者の中から審査員の多数決によって、契約予定者を特定する。
- (エ) 契約予定者が契約できない場合は、評価点が次に高かったものから順に補欠契約予定者とし、補欠契約予定者を順に契約予定者とする。
- (オ) 採点の結果、50点満点中30点に満たない場合は、契約予定者として特定し

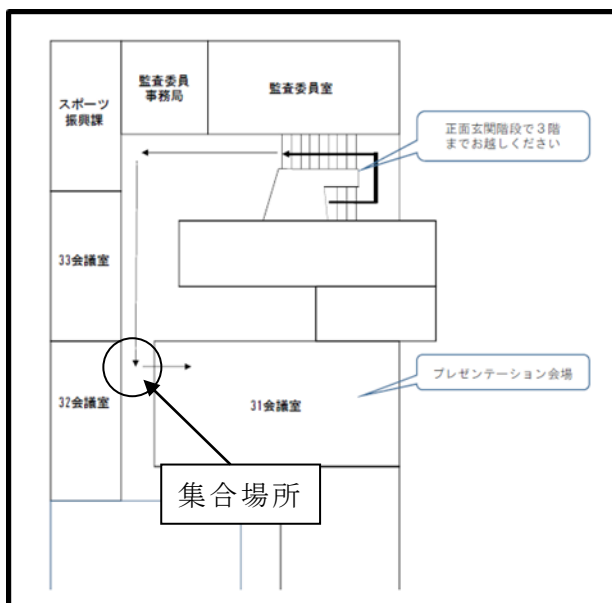
ない。

イ 審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

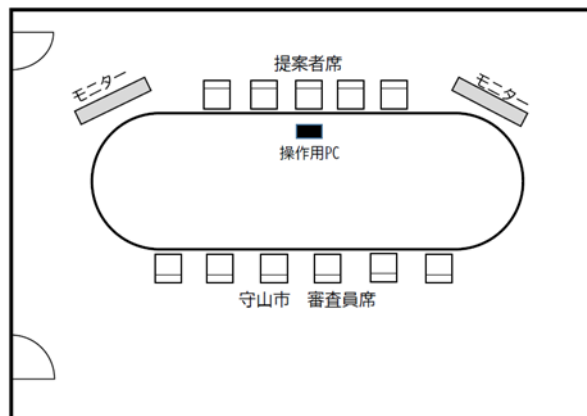
- (ア) 実施場所：守山市役所 3階 31会議室
- (イ) 日時：令和5年7月4日（火）午後1時30分から午後5時頃まで
- (ウ) 集合時間：令和5年7月4日（火）午後1時10分（午後1時から受付開始）
- (エ) 発表時間：30分程度（提案者からのプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）
- (オ) 出席者は5名以内とする。
- (カ) プレゼンテーションはノート型パソコンおよびモニターを使用して実施するものとする。モニターおよび接続用のワイヤレス分配HDMIエクステンダー（品番：VGA-EXWHD7）については守山市で用意する。参加者においては、プレゼンテーション操作用にHDMI端子およびUSB端子があるパソコンを持参すること。
- (キ) プレゼンテーション、ヒアリングおよび審査は非公開とする。
- (ク) プレゼンテーションおよびヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (ケ) プレゼンテーションの順番については、当日の午後1時10分に実施するクジにて決定する。なお、クジを引く順番は当日の受付順とする。
- (コ) プレゼンテーションの集合時間およびの開始時間は下記のとおりとする。

順番	集合時間	開始時間	終了時間
1組目	午後1時20分	午後1時30分	午後2時00分
2組目	午後2時00分	午後2時10分	午後2時40分
3組目	午後2時40分	午後2時50分	午後3時20分
4組目	午後3時20分	午後3時30分	午後4時00分
5組目	午後4時00分	午後4時10分	午後4時40分

(案内図)



(会場図)



(4) 審査結果の通知

令和5年7月10日(月)に書面にて通知する

(5) 非特定理由に関する事項

ア 契約予定者等に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、守山市長に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(ア) 受付場所 前記2(7)に記載の事務局に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

9 質疑について

本プロポーザルに関連して疑義のある者は、質問書【様式第4号】にて、下記の期日までに事務局宛に提出すること。提出方法は、電子メールによるものとし、電話および口頭による受付は行わないので留意すること。

質問書の内容およびそれに対する回答は事務局ホームページに掲載する。

(1) 提出期限

令和5年6月8日(木)から

令和5年6月15日(木)正午まで

(2) 回答

令和5年6月20日(火)正午

10 その他の留意事項

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された提案書等は返却しない。

(2) 提出された書類等に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開

条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、情報公開の対象文書（個人情報は非公開）となる。

- (3) 提出書類の提出後において、原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。
- (6) 契約予定者の選定後に発注者等との協議の上、具体的な仕様については決定するものとし、全てが本業務内容に反映されるものではないことに留意すること。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市役所都市経済部 都市計画・交通政策課 担当：塩崎

(電話番号) 077-582-1132 (FAX 番号) 077-582-6947

(メールアドレス) toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp